

松本 SpoFits 会員規約

第 1 条(目的)

本規約は、松本市弓道場・柔剣道場(以下「当施設」といいます)において、指定管理者株式会社セイウン(以下「当管理者」といいます)が運営するスポーツ・フィットネス教室(名称「松本 SpoFits」、以下「当教室」といいます)に関し、第 2 条に定める会員と当管理者との間における権利・義務等を定めることを目的とします。

また、当教室は、入会された会員が教室を通じて心身の健康維持・増進を図り、教室ライフを楽しんでいただくことを目的とします。

第 2 条(会員資格)

1. 本規約に同意し、所定の入会手続きを完了した方を「会員」とします。
2. 健康上支障のない方で、当施設の利用に適したマナーを守れる方に限ります。
3. 未成年者の入会には、保護者の同意が必要です。この場合、保護者は会員と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担していただきます。

第 3 条(入会手続き)

1. 会員は、所定の申込書に必要事項を記入の上、提出することで登録できます。
2. 入会金は無料です。
3. 会員登録は当施設窓口または指定方法により行います。

第 4 条(会員証の発行と管理)

1. 会員には、入会手続き完了後に会員証を発行します。
2. 会員証は当教室の利用時に提示を求める場合があり、会員本人のみが使用できるものとします。
3. 会員証を第三者に貸与・譲渡・転用することはできません。
4. 会員証を紛失、盗難、破損した場合は、速やかに当管理者へ届け出てください。再発行をする場合は、所定の手数料をお支払いいただく場合があります。

5. 会員証の管理は会員本人の責任とし、当管理者は紛失等により生じた損害について一切の責任を負いません。

第 5 条(利用料金)

1. 当教室は「当日券」または「回数券」により利用できます。
2. 「当日券」または「回数券」は、受講前に当施設窓口にてお求めください。その際、会員証の提示を求める場合があります。
3. 各教室の料金は、教室ごとに定める利用料に基づきます。
4. 回数券の有効期限は発行日から 6 ヶ月間とし、未使用分についての払戻しはいたしません。
5. 一旦納入された利用料金は、いかなる理由があっても返金いたしません。
6. 教室により料金・時間等が異なる場合があります。詳細は当施設の掲示またはウェブサイト等で随時ご案内します。

第 6 条(教室の利用方法)

1. 各教室は、所定の時間に当施設にて開催され、会員は自由に参加することができます。
2. 教室の参加締め切り時間は、別途教室ごとに定める時間とします。
3. 教室の参加人数は、別途教室ごとに定める人数とします。
4. 教室参加に際し、一部を除き、事前の予約やキャンセル手続きは不要です。
5. 教室の参加にあたっては、当日券または回数券を各教室の講師にお渡ししてください。

第 7 条(禁止事項)

会員は以下の行為をしてはならない。

1. 他の会員・講師・スタッフへの迷惑行為、暴言、ハラスメント
2. 故意に教室運営の妨害や施設、器具を損傷すること
3. 指導者の許可なく教室中の撮影・録音を行うこと
4. 営利目的での利用
5. その他、当管理者が不相当と判断する行為

第 8 条(教室の中止・変更)

1. 天災、講師の都合、その他やむを得ない事由により教室を中止または変更する場合があります。

2. 感染症流行等で長期間休講となった際の回数券の取り扱いについては、別途案内します。

第 9 条(会員資格の一時停止・取消し)

以下の場合、当管理者は会員資格を一時停止または取消すことがあります。

1. 本規約に違反したとき
2. 虚偽の申告をしたとき
3. その他、教室運営に著しい支障をきたす行為があったとき

第 10 条(退会)

1. 会員は任意に退会することができます。
2. 退会希望者は、所定の方法により申請してください。
3. 回数券の残数に対する返金等はいりません。

第 11 条(免責事項)

1. 当教室における受講中の事故・怪我等について、当管理者に故意または重大な過失がある場合を除き、当管理者は一切の責任を負いません。
2. ただし、当教室が加入するレクリエーション保険の補償対象となる事故については、保険の範囲内で補償を受けることができます。
3. 保険の適用範囲を超える損害については、当管理者は責任を負いかねます。
4. 当施設内での盗難・紛失についても責任を負いかねます。
5. 健康状態の管理は、原則として会員自身の責任とします。

第 12 条(個人情報の取扱い)

1. 当管理者は、会員から取得した個人情報を適切に管理し、教室運営および緊急連絡、保険加入等の目的に限って使用します。
2. 法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供することはありません。

第 13 条(規約の改定)

1. 本規約は、必要に応じて内容を改定することがあります。

2. 規約の改定を行う場合は、事前に館内掲示、その他の方法により周知します。
3. 改定日以降も会員として在籍される場合は、改定後の規約に同意いただいたものとさせていただきます。

第 14 条(反社会的勢力の排除)

1. 当教室の登録時および登録後において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、保証するものとします。
2. 当教室会員が、前項のいずれかに該当すると当管理者が判断した場合、当管理者は、何らの通告・催告なく、会員資格の停止または喪失処分(当教室会員登録の抹消)をすることがあります。その際、当該サービス会員に生じた不利益、損害について、当管理者は一切の責任を負わないものとします。

附則

本規約は令和7年10月1日より施行します。